

## 不登校児童生徒が民間施設に通った場合の学校における出席扱い等のガイドライン

太田市教育委員会

### I 趣旨

このガイドラインは、令和元年10月25日付元文科初698号「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、太田市立小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒が民間施設に通った場合の学校における出席扱い等を校長が判断するための要件を示したものである。

### II 出席扱い等の要件

#### 1 実施者について

##### (1) 実施主体について

- ・不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、支援方針や支援計画が明確であること。

##### (2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ・不登校児童生徒に対する相談・指導等を行うことを主たる目的としていること。
- ・入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者に情報提供がなされていること。

##### (3) 相談・指導等の在り方について

- ・不登校児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導等が行われており、体罰や暴言などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ・受入れに当たっては面接を行うなどして、不登校児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。

##### (4) 相談・指導スタッフについて

- ・相談・指導スタッフは不登校児童生徒の相談・指導等に熱意を有していること。
- ・国や県、太田市の不登校児童生徒に対する施策等について理解を有していること。

##### (5) 施設、設備について

- ・活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

##### (6) 学校と施設との連携について

- ・不登校児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその保護者を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・不登校児童生徒が自ら学校復帰を希望した場合には、学校と連携をとりながら不登校児童生徒の気持ちにより添った相談・指導等が行われていること。
- ・施設における相談・指導等が不登校児童生徒の社会的な自立や学校復帰に向かうよう行われていること。

(7) 保護者との関係について

- ・施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。

2 学校について

- ・校長が出席扱いの判断をする際は、施設見学を行うとともに、施設から個々の不登校児童生徒の通所及び活動状況等の情報について提供を受けること。
- ・校長は必要に応じて教育委員会と連携をとり、出席扱いについて判断すること。
- ・校長は出席扱いと判断した場合は、備考欄に通室した日数を記入する。なお、出席簿、通知表、指導要録共に出席とする。
- ・校長は不登校児童生徒の状況に応じて支援方針や支援計画を立てるよう努めるとともに、その内容をもとに施設と連携を図ることが望ましい。

III その他

- ・必要があると認められるときには、ガイドラインの内容について見直しを行うものとする。

IV 作成及び改定日

- ・令和4年4月7日作成
- ・令和5年4月1日改定